

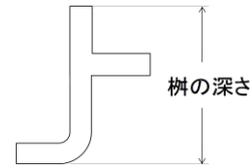
大田原市排水設備設置基準メモ

「設計・申請」

- 土被り**400mm**以上
- 勾配**2%**以上（管径φ100mmの場合）

大田原市下水道条例第3条及び大田原市下水道条例施行規則第4条により基準を定めていますが、この基準を満たせない場合は事前に相談してください。

- 樹の内径はφ150mm以上としてください。
※ただし、流出側（下流側）管底の深さが**2m**を超える樹は**0号マンホール**（内径750mm）とする



- 樹間の距離は**管径の120倍**を超えない範囲としてください。
例) 管径φ100mm × 120 = 12,000mm → **12m**
※ただし、**0号マンホールの最大間隔は下水道施設の設置指針を準用し75m**とする

- 進入路や駐車場など、車両が通行する場所に樹を設置する場合には、**防護ハットタイプの蓋や鋳鉄製蓋**などを使用し蓋が割れないように対策してください。

- 起点以外のトイレからの排水管は**鋭角に合流するよう接続するか段差付き柵**を使用してください。

- 建物内部と外部の排水設備が**2重トラップ**にならないよう注意してください。

- グリーストラップ等の**除害施設を設置する**場合は大きさ、設置の有無など協議を行ってください。
（店舗の排水設備を施工する場合は注意してください）

- 下水道に**雨水が流入しない**ようにしてください。外流しや雨樋は浸透柵へ接続してください。
屋根に完全に覆われている外流しについては下水道へ流入可能となる場合もあるので協議してください。

- 浄化槽の既設管を使う場合や排水設備の増設を行う場合には**念書**を提出してください。
※コンクリート製の溜柵を使用する場合はインバートに変更してください

- 浄化槽を廃止して下水道に接続する場合は**浄化槽廃止届**を提出してください。

- 排水ヘッダーを使用する場合は**誓約書**を提出してください。

- **ディスポーザ処理システム**の使用には協議が必要です。
（認定機関の認定を受けている製品かどうか確認します）
※ディスポーザ処理システムではない単体のものは使用できません

「図面」

- 平面図には**内部水回りの配置や方角、道路境界、隣地境界**等わかりやすく記入してください。
（2階建の場合には2階の平面図も添付してください）

- **既設管**は図面内で色を変えたり、範囲を図示する等わかりやすく表示してください。

- 公共汚水柵の**地盤高**を100.00として縦断図を作成してください。

「使用開始の手続き」

- アパートやテナント等で**使用者がまだ決まっていない場合**でも使用開始届を提出してください。

- **使用水**を明確にしてください。市水道、井戸水のみ、併用なのか申請時に確認してください。
（※営業用に井戸水を使用する場合には、**井戸水メーターを下水道課から貸出**します）

「その他」

黒羽地区農業集落排水について

- 農業集落排水維持管理組合の取り決めにより、雑排水の系統には下流に**クリーン柵**を設置しなければなりません。トイレが最下流でない限り2系統の排水設備を設けなければならないのでご注意ください。